商品先物取引制度改革意見書

2003年11月21日日本弁護十連合会

産業構造審議会商品取引所分科会は、本年11月11日付「商品先物市場制度の改革について」(中間報告)をとりまとめた。意見募集を経て本年中に報告書をまとめたうえ、次期通常国会での商品取引所法改正が予定されている。

当連合会は、商品先物取引被害の防止及び救済に一貫して取り組んできているが、この際、より抜本的な制度改革が必要と考え、本意見書を提出する。

第1 はじめに

1 当連合会の基本的立場

当連合会は、商品先物取引分野で被害が続発しているところから、委託者保護の立場から活動してきた。すなわち、先物取引被害の実態把握と救済実務のため「先物取引被害救済の手引」(現在六訂版まで)、「先物被害白書2002年度版」などを出版してきたほか、委託者保護の拡充と公正な受託業務の実現を目的に、制度改善の意見書をとりまとめてきた。主なものとしては、1990年2月16日付「商品取引所法改正に関する意見書」、同年9月6日付「改正商品取引所法の政省令等整備に当たっての意見書」、1995年11月16日付「先物取引被害の予防・救済に関する意見書」、1997年3月19日付「商品先物取引制度見直しに関する意見書」及び1998年7月31日付「改正商品取引所法の省令整備に関する意見書」などがある。

当連合会の基本的主張は、終始一貫している。すなわち、委託者保護の規制を強化・拡充し、実効性のある制度と法規制を整備することが必要との認識のもとに、その具体的施策を提言してきたのである。本意見書も、同様の立場から、今必要とされる制度改革の骨子についてとりまとめている。

2 委託者保護と先物行政

これまでの政府の先物行政を委託者保護の関係で考える場合、一連の規制緩和策との関係が重要である。一方において一定の委託者保護の方策がとられていても、他方で業法規制や自主規制が緩和・撤廃が進展する結果、全体としては被害の増加をもたらしてきたと言える。

すなわち、1990年の商品取引所法改正によって法目的に委託者保護が明文化されたものの、その前年の1989年11月には全国商品取引所連合会が受託業務指導基準を改正、取引所指示事項等を見直すなどして規制を緩和している。

1998年の商品取引所法改正では、誠実公正義務の明文化、適合性原則の明文化、自主規制団体の強化などが行われたものの、翌99年には法施行規則では客殺しの常套手段といわれる両建を同一限月・同一枚数のみとして、業者に脱法の口実を与えてしまった。さらに、チェックシステム、MMT(ミニマムモニタリング)を廃止し、新規委託者保護措置も各業者に任されることとなった。その結果、従前の新規委託者保護措置は、実質的には曖昧にされている。

その後2001年の商品取引員の許可更新には、苦情が多発していた商品取引員もすべて許可更新してしまい、翌2002年にそのなかの一業者が破産宣告を受け、被害を拡大させた。

このように、平成に入ってからの2度の法改正によって、委託者保護にある程度の前進はあるものの、それらの前後に行われた上記の取引所指示事項改正、不十分な両建規制、チェックシステム等の廃止、新規委託者保護措置の変更など、委託者保護のために必要な規制までも緩和・撤廃しており、その結果商品先物取引における被害はかえって増加しており、その意味で委託者保護は実質的には後退していると言わなければならない。

3 本意見書について

当連合会は、昨今の先物取引被害の実態及び受託業務の問題点等を「先物被害白書2002年度版」にまとめ、その結果、被害を予防するためには、これまでの我が国の先物取引制度を根本的に見直す必要があるとの認識に達した。そこで、その具体的方策を検討するために、2003年1月と同年6月の2回にわたって米国先物調査団を組織し、米国先物取引の実態調査を行った。その後これらについて主務省、取引所等関係機関等との意見交換などを踏まえ、委託者保護のあり方を中心に商品先物取引の制度改革を検討してきた。

今回の産構審商品取引所分科会中間報告は、1998年法改正の積み残し、とりわけ来る2004年12月末の手数料自由化の完全実施への環境整備、商品取引員の破綻等にそなえる委託者債権保全制度の整備等の、当面の制度改革という性格が強い。しかし、当連合会としては、商品先物取引被害をこれ以上続発させる事態は許されないという観点から、消費者被害防止のため、より抜本的な先物制度改革を求めるものである。

第2 意見の趣旨

先物取引被害の予防救済、委託者保護の拡充、公正な先物市場形成のために、次の10項目について実効性ある法規制、先物取引制度改革を行うべきである。

1 不招請勧誘、広告の禁止

消費者に対して、事前の承諾無く、電話、訪問、ファックス、Eメールなどの方法で

先物取引を勧誘または広告することを禁止すること。

2 適合性原則の徹底

- (1)知識、経験、資力等が不十分な者に対する勧誘及び受託を禁止すること。
- (2)適合性原則について、実効性を確保するための制度の検討・実現を図ること。

3 説明義務の法定化

- (1)業者の説明義務を法律上規定し、委託者の十分な理解を得るまで説明すべきこと を明記すること。
- (2)説明すべき内容は、現行の法136条の19、施行規則47条に定められている 受託契約締結前に交付すべき書面の記載事項の他、一般委託者の大半が損で終わって いること、誠実公正義務を負う業者自身も先物取引を行っていることなども含めるべ きである。

4 取引禁止期間、習熟期間等新規委託者保護措置の強化

仮に1項の規制が完全に導入されない場合には、次の措置が不可欠である。

- (1) 先物取引委託契約締結後14日間を経過しないで取引の受託をしてはならない。
- (2)新規委託者に対しては、習熟するまでの3ヶ月間は20枚を越える建玉を受託してはならない。

5 両建、向玉等の客殺しの禁止

両建(同一枚数、同一限月に限定しないこと)の勧誘、向玉(差玉向含む)、無敷、 薄敷、ころがし、仕切拒否・回避等いわゆる客殺し手法を法律で禁止すること。

6 バイカイ付け出しの禁止、完全ザラバの実施

- (1)取引所における売買は、全て場に晒し、バイカイ付け出しを一切禁止すること。
- (2)取引所の取引は、板寄せを廃止し、完全なザラバにすること。

7 完全分離保管等委託者債権保全措置の強化

- (1)委託者が預託した金員・有価証券等及び先物取引による清算金等は、業者の資産とは完全に分離して業者以外の取引所等が保管し、委託者が業者のデフォルトリスクを負うことのないような制度とすべきである。
- (2)現行の受託業務保証金、受託債務補償基金に対する委託者の補償債権は、委託者 の業者に対する損害賠償債権も含まれる旨明示すべきであり、それらの支払手続きが 公正に行われるよう、速やかに改善すべきである。
- (3)分離保管違反には、抑止力として厳しい罰則と許可取消等の行政処分を課すべきである。

8 監督機関の一元化及び監督権限強化等

(1)商品先物取引に関する監督機関を一元化し、米国の CFTC(商品先物取引委員会) のような組織を設置し、その権限を強化すること。

- (2)監督機関は、一般委託者の損益の割合、受託業務の実態等を調査し、これを毎年 公開すること。
- (3)監督機関による紛議解決制度を設けること。

9 実効性ある法規制

(1)委託者保護に関する規制違反には、実効性ある効果が伴う必要がある。それらを 担保するために、委託者に無効の主張あるいは取消を認めるべきである。

また、罰則規定を設けること及び厳しい行政処分を課すなど、抑止力のある制度に する必要がある。

- (2)委託者から請求があった委託者勘定元帳、証拠金現在高帳等の提出義務を認める こと。
- (3)業者の違法行為に対する損害賠償請求訴訟等においては、原則として過失相殺を 認めないことを明確にすること。
- (4)民事訴訟で、違法性が認定された場合、これに呼応し、行政処分を行うこと。
- (5)行政処分を行った場合、その理由を詳しくインターネット等で3年間公表すること。

10 自主規制機関の強化

- (1) 先物取引に関する自主規制機関の組織拡充、権限強化をすること。
- (2)商品取引員及びその役員、外務員、取引所及びその役員等先物取引受託に関与する者を自主規制機関に強制加入させ登録させるものとし、その監督下におくこと。

第3 意見の理由

1 先物取引被害実態

(1)被害件数

当連合会「先物被害白書 2 0 0 2 年度版」によると、先物取引に関する被害(苦情、紛争、訴訟等含む)件数は、ごく例外はあるものの、ここ数年増加している(同書 2 頁ないし 2 2 頁参照。業者のディスクロージャー、先物取引被害全国研究会の調査結果、同研究会呼びかけの 2 0 0 2 年先物 1 1 0 番、国民生活センター、経産省・農水省、日本商品先物取引協会の苦情申出件数による)。

国民生活センターのデータでは、1996年度が2392件であったものが、1998年を除き毎年増加し、1999年度は3808件、2000年度は4419件、2001年度は5983件になり、最近発表された2002年度には7961件となって、前年度よりも1790件も増加している。

(2)被害の特徴

パターン化された、深刻な、恒常的被害

先物被害には、共通する特徴が見られる。典型的な例は、無差別電話勧誘にはじまり、高齢者をはじめとする適合性原則を無視した勧誘、先物取引の仕組みや危険性などの説明義務違反、絶対儲かるなどの断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、両建、途転、直しなどの特定売買、仕切拒否・回避等である。取引を止めさせないので、本人や家族が弁護士に相談し、弁護士からの内容証明などで取引が終了することも珍しくない。

被害者は、自ら進んで先物取引を始めたわけではない。無差別電話勧誘、執拗な勧誘などで、取引の仕組み・危険性をよく理解できないまま取引に巻き込まれるのである。その結果外務員の言いなりに取引させられることとなり、被害金額も多額となり、自己資金だけでなく、借金にまで追い込まれる。これによって財産被害だけでなく、ノイローゼ、自殺などの深刻な事態、果ては公金横領という社会問題にまで発展している例も珍しくない。

先物被害は、1970年代後半は国内私設市場の先物取引、1980年代前半から海外先物取引、1980年代後半から現在までは国内公設の先物取引の被害が多発し社会問題化してきた。しかし、時代によって種類は異なるものの、典型的被害パターンは共通しており、その意味で先物被害は恒常的といえる。

大半が苦情対象業者

こうした先物被害は、一部の業者だけが引き起こしているのではない。業者の大半に苦情があり、業者に損害賠償責任を認める判決も一部の業者に集中しているというわけではない(当連合会、先物取引被害全国研究会の先物110番の結果、同研究会編先物取引裁判例集、日本商品先物取引協会に対する苦情申出数の内訳など)。

2 基本的視点(規制強化及び実効性の確保)

- (1) 先物取引において最も重視すべきことは、委託者保護、公正な取引・受託業務の確保であり、そのための必要最低限のルールを法律上明確化し、実効性あるものにすることが必要であり、これによって、我が国の先物取引市場が世界に通用する、信頼される市場となる。
- (2)これまでの先物行政は、「商品市場の発展と国際化」(1990年法改正)、金融制度改革の一環としての国際水準の先物市場を整備することを目的に、規制緩和「利便性の向上」(1998年法改正)が重視され、「委託者保護」(1990年法改正)、公正な取引、「信頼性の向上」(1998年法改正)は重要な柱として掲げられてはいるものの実際は軽視されてきた。

すなわち、いわゆる護送船団方式で先物業者は保護育成され、国際化、規制緩和、事前規制から事後チェック型行政への転換の名の下に、委託者保護のための最低限必要な規制も緩和・撤廃されてしまった。その結果、先物委託者は、これまでほぼ5万人程度で推移していたが、1996年には10万人と2倍に増加した。そして、先物被害・苦情は、国民生活センターのデータによれば、それよりも遙かに高い割合で増加してきた。

護送船団方式の悪しき典型が、2001年の旧山文産業株式会社(アイコム株式会社)をはじめとする苦情多発全業者の許可更新である。同社は、許可更新を受けて被

害を拡散させたあげく、翌2002年に破産宣告を受けた。アイコムの破産は、これまでの先物行政そのものの破綻を意味し、方向転換を迫るものというべきである。

(3)今必要なことは、これらの反省に立って、委託者保護、公正な取引、信頼性の向上を図るために必要不可欠なルールを確立し、それを確実に遵守させる体制、制度改革を行うことである。そのためには、受託業務に関する違法行為を法律上明確化し、それを担保するため、違反に対しては、罰則を設け、民事的効果を否定し、厳しい行政処分を課すことである。

以下、意見の趣旨 1 ないし 1 0 についての理由を簡潔に説明するが、これらは、既にこれまでの当連合会の意見書で提言しているところも数多くあるので、詳細はそれらを参照していただき、また、被告の実態、受託業務の問題点や詳しいデータは「先物被害白書 2 0 0 2 年版」に、米国先物については日弁連米国先物調査団中間報告書を合わせて参照して頂きたい。

3 意見の趣旨1について(不招請勧誘、広告の禁止)

先物取引は、極めて投機性が高く、専門的知識、経験等を必要として、もともと一般 委託者には不向きな取引である。

欧米においては、先物取引に一般委託者が参加することは期待されていないし、実際 ほとんど無いか(欧州)、少ない(米国)。我が国でも、証券先物では大阪証券取引所 の株価指数先物が 0 . 1 パーセント弱で、東京証券取引所はせいぜい 0 . 0 1 パーセント、金融先物は 0 パーセントとなっている。先物取引に一般委託者が不可欠というものではない。

これに比べ、我が国の商品先物は、一般委託者が9割を越えるという指摘もあり、苦情やトラブルが絶えず、それらの大半が、無差別電話勧誘、訪問勧誘などに端を発している。

もともと業者の営業の自由よりも個人のプライバシー・平穏な生活保障が優先される べきであるが、少なくとも一般消費者に対して先物取引を勧誘することは禁止すべきで ある。

また、そもそも先物取引は一般委託者に不向きな取引であり、大半が損をする危険な取引であって、先物取引においては一般委託者の参加は期待されていないのであれば、不招請勧誘を禁止するだけでは不十分であり、広告も禁止すべきである。

これらを実効性あらしめるために、民事的効力を付す必要がある。

4 同2について(適合性原則の徹底)

適合性原則は必要不可欠な制度であり、1998年法改正により認められているが、 改善命令等の発動根拠として規定されているに過ぎない(法136条の25、1項4号)。 より明確に、商品取引員の行為規範として規定すべきである。

重要な制度であるから、違反に対しては民事的効力を付す必要がある。

また、消費者についての適合性確保のための実効性ある制度の検討をすべきである。

5 同3について(説明義務の法定化)

先物取引を勧誘し、受託するのであれば、先物取引の仕組み、危険性等を十分説明し、 十分な理解を得るべきであることは当然のことである。ほとんどの金融取引に説明義務 を課した金融商品販売法の適用を除外している現行の法体系は、まったく整合性がなく 不当である。

説明すべき内容は、法136条の19、施行規則47に規定している書面記載事項のほかに、一般委託者の大半が損で終わっていること、誠実公正義務を負う業者自身も先物取引を行っていることなどを、委託者の理解度等に応じわかりやすく説明し、完全な理解を得る必要がある。そのうえで、はじめて先物取引を行うかどうかの選択が適切に行うことができるのである。

説明義務の内容、程度等については、米国NFA(National Futures Associations 全国 先物業協会)のNFAルール、ガイドなどが参考になる。

説明義務の重要性から、実効性を担保する必要がある。

6 同4について (取引禁止期間、習熟期間等新規委託者保護措置の強化)

趣旨1の規制が完全に導入されない場合においては、この規制は不可欠である。

適格者が先物取引を行う場合であっても、先物取引の専門性、危険性等から、新規委託者に対しては、一定の期間習熟期間を設け保護する必要がある。従来その期間は3ヶ月とされ、その方法として、建玉枚数の制限を行ってきた。新規委託者に対する保護措置は、1998年法改正後、自主規制として各社まちまちになり、杜撰な運用がされている。以前の新規委託者保護措置の内容を、法定すべきである。

また、先物取引には冷静な判断が必要である。委託契約締結後14日間は、熟慮期間 (取引禁止期間)として、その間、受託はできないとすべきである。こうした規定は既 に、海外先物規制法8条にあるが、同様のことは、国内公設先物取引にも妥当する。

7 同5について(両建、向玉等の客殺しの禁止)

先物取引では客殺しという言葉が存在し、最高裁判決などでも使われている。その代表例として、両建、向玉などがある。これらは、先物110番、国民生活センター等の苦情のなかでも、深刻なものである(苦情の具体的内容等は、日弁連「先物被害白書2002年版」2頁以下)。

これら客殺しの手口を、法律上規制すべきであることについて、当連合会ではその都 度意見書で提言してきたところであるが、いまだ実現されていない。

とりわけ両建は、これによって損害を倍増させるものであるが、1998年法改正後の法施行規則で同一限月、同一枚数の両建だけを禁止するかのような規定にしたことで、 業者に脱法を許す結果となっている。

従来客殺しと呼ばれてきた、無敷、薄敷、向玉(含差玉向)、ころがし、仕切拒否・回避等のこれらの手法は、誠実公正義務を負う商品取引員として許されるものでなく、これらの苦情はこれらは、もはや自主規制、施行規則による規制では対処できず、法律で規制し、違反には損害賠償義務を課すべきである。

8 同6について(バイカイ付け出しの禁止、完全ザラバの実施)

客殺しの温床が板寄せ、これと不可分一体となっているバイカイ付け出しであるという指摘がある。

板寄せ手法は、諸外国の先物取引では例がなく、我が国でも、東京工業品取引所は、 ザラバが主流であり、同じ先物取引でも証券先物、金融商品先物取引でもザラバ手法が 採用されている。取引所における取引である以上、取引は全て場に晒すべきであり、そ の意味で、少なくとも、取引時間終了後に取引成立を認めるバイカイ「付け出し」は不 信感を抱かせるものであって、廃止すべきである。また、グローバルスタンダードを標 榜する以上、取引手法は、板寄せではなく、ザラバに移行すべきである。

ちなみに、東京工業品取引所は、貴金属等の取引はザラバであり、ゴムは板寄せであるが、ザラバであっても取引開始と終了は板合わせ(板寄せ)であり一貫していない(「先物白書2002年度版」31頁以下)。

9 同7について(完全分離保管等の委託者債権保全措置の強化)

現在の分離保管制度は、その仕組みは複雑でわかりにくく、少なくとも商品取引員が委託者のすべての預託金等を自己の財産と区別して、第三者から識別できるようなかたちで分離保管するという制度にはなっていない。商品取引員が分離保管されているはずの委託者の預託金を使用できる余地があるが、これは委託者の意思に反する。

先物取引のトラブルのなかで、両建、転がし、仕切拒否などは、商品取引員が委託者 の預託金、清算金を事実上管理下においているところにも問題があり、分離保管される 預託金、清算金は、本来、取引所等に預託すべきである。

また、分離保管されている預託金、清算金は委託者の所有というべきであるから、業者の取引銀行が業者への債権と相殺できるようなものであってはならないし、また業者が破産した場合、一般の破産債権となるのは不当であるから優先権が認められるべきである。

アイコムの破産では、受託業務保証金、受託債務補償基金協会に対する支払手続きの際に、その手続きが一般委託者にとって透明性に欠けるとの指摘があった。支払われる債権には、損害賠償債権も含まれることを明確にし、具体的手続きの公正さを確保すべきである。

10 同8について(監督機関の一元化及び監督権限強化)

先物取引には、商品先物取引、証券先物取引、金融先物取引があり、我が国はそれぞれ別個の法律と監督官庁の下に置かれている。商品先物取引は、農水省と経産省が、証券先物、金融先物は金融庁が監督官庁となっている。

市場参加者と紛議トラブルの関係を見ると、商品先物取引分野では、一般委託者が9割を占めていて紛議・トラブルが多い。これに対して証券先物・金融先物は、いわゆる機関投資家等が大半で、一般委託者は少なく、紛議トラブルも少ない。

米国では、先物は原則としてCFTC(商品先物取引委員会)が、商品先物、証券先物、金融先物の規制官庁となっており、先物取引全般に対し強大な権限を有している。また、賠償請求手続(reparation procedure)など、準司法的機能も有している。米国では、先物市場参加者は、機関投資家やプロが8割、一般委託者はせいぜい2割といわれ、

紛議トラブルも日本ほどではない(日弁連米国先物調査団中間報告書参照)。

商品先物取引に関する、主務省の取り組み、とりわけ委託者保護との関係では問題があったことは本意見書第1、2記載の通りである。もともと、同じ商品先物取引である以上、監督官庁を一元化することが望ましいことは、かねてから指摘されている。少なくとも、商品先物取引に関する委託者保護と公正な受託業務の確保は、続発する商品取引被害を見れば、これまでの農水省・経産省の2元行政の下で実現されていないことは明らかである。

先物取引は資本主義社会において証券取引と並ぶ重要な取引であるが、欧米では先物取引に一般委託者はほとんど参加しておらず、一般大衆の参加は必ずしも不可欠ではないこと、現在、国際水準の先物市場の整備が必要とされていることなどからすれば、我が国の先物取引のうち、商品先物取引の現状は異様というべきである。

来年末の手数料自由化完全実施にともない、先物被害は今後ますます増大することは必至であり、農水省・経産省の2元的監督に替わるものとして、先物取引先進国といわれる米国の制度が多いに参考に、我が国でもCFTC(商品先物取引委員会)のような組織、権限をもった監督官庁の設置を積極的に検討すべきである(米国先物調査団中間報告書参照)。

11 同9について(実効性のある法規制)

先物取引の被害が減少しないのは、法令諸規定に違反しても、刑事責任を問われることほとんど無く、民事訴訟で損害賠償を命じられても大幅な過失相殺がされ、また、訴訟で違法性を認定されても行政処分を受けることもなく、結局、業者に違反のやり得を許してきたことが大きな原因と言える。

法規制する以上、これを遵守させる必要があり、そのためには、違反には、民事、刑事、行政による厳しい処分で実効性を担保する必要がある。

とりわけ、今後、違反行為に対する民事的効力の否定、損害賠償義務を規定することが重要である。

ディスクロージャーの趣旨及び適正かつ迅速な紛争解決に資するため、委託者勘定元帳、証拠金現在高帳などは、委託者から請求があれば商品取引員には交付する義務があるとすべきである。

さらに、民事訴訟では主張立証の困難を乗り越え委託者がせっかく勝訴しても、安易な過失相殺がされている。業者と委託者では対等でなく、誠実公正義務を負う業者がした違反行為に、過失相殺をすることは本来許されるべきではない。過失相殺を認めない判決も少なくないが、原則として過失相殺できないことを明確にする規定を設けるべきである。

さらに、民事訴訟で違法性が認定されそれが確定した場合、業者の法令違反がこれ以上確かな方法で認定されることはないのであるから、これに連動し、行政処分を直ちに発動すべきである。

また、行政処分は、インターネットなどで公開し、業者に責任を自覚させるべきである。

12 同10について(自主規制機関の強化)

法規制の他に、日本商品先物取引協会・取引所による自主規制も重要であることは言うまでもない。業者が、自主規制を遵守しない理由のひとつに、自主規制機関の権限が十分でないことがあげられる。

この点参考になるのが、米国のNFA(全国先物業協会)である。米国では、先物にかかわるものは、商品取引員だけでなく、外務員も、取引所もNFAの会員として登録しなければならず(強制加入)、NFAは違反者に対しては除名、業務停止など厳しい制裁を課すことができる。

我が国では、日本商品先物取引協会の会員は商品取引員だけであり、取引所、外務員は会員ではないし、また強制加入ではない。

自主規制機関の権限を強化し、自主規制を遵守させるためには、会員を商品取引員だけでなく、外務員、取引所なども含め、より広く拡充し、それらを強制加入とし、登録させ、厳しい監督下に置くことにすることが有効である。

第4 おわりに

主務省は、1998年法改正の際に「委託者トラブルを防止するため必要なルールについては従来より強化しつつ、法令又は通達に基づく種々の業務規制については規制緩和を検討する」との姿勢を示していた。しかし、規制緩和は大幅に進んでいるのに対し、トラブル防止のルールについてはほとんど強化されることなく、今日に至っている。

その意味では、本意見書の提言は、大半が1998年法改正の際にやり残した「委託者トラブル防止するための必要なルール作り」を提示するものといえる。そして、これらの内容は、実は、前記第1で紹介した当連合会の1990年2月16日付意見書以降の各意見書と趣旨は同一である。

ひるがえって、我が国の商品先物取引を見ると、市場参加者の大半が一般大衆であり、 業者の客殺しにより、そのほとんどが損をし、業者とはトラブルが絶えず、その数が増加 し続けている。これは世界的にも類を見ない、異常というべき事態である。また、取引所 で行われる手法は、板寄せが大半であり、これは、場に晒されない取引を認めるバイカイ 付け出しを不可欠な制度としており、しかも取引の大半がバイカイ付け出しで成立してい る。

我が国でも、商品先物でも東京工業品取引所のゴムを除く取引、証券先物、金融先物取引は、ザラバで行われている。さらに、証券先物、金融先物は、市場参加者として一般委託者はほとんどいないといわれており、いわば欧米型先物市場である。

来年末の手数料完全自由化実施は、商品先物取引の世界において、業界再編を促す大きな契機となることは疑いないが、あるべき先物市場の姿を実現するためのチャンスでもある。これ以上消費者被害が続発するようなことはあってはならないのであり、本意見書で指摘したような抜本的改革が求められる。

以上